

# 浄土真宗の「尼講」について

紀伊国の事例から

矢野治世美

**要約** 仏教を含め、宗教は女性に救済と解放をもたらす一方で、女性を差別し、抑圧してきた。本稿では、近世における女性と仏教をめぐる問題を解明するために、女性の信仰組織である浄土真宗の尼講に着目した。近世の紀伊国におけるかわた身分に関する史料の分析から、講という組織を通じて女性門徒が寺院や教団を経済的に支えていたことを指摘した。

## はじめに

国内・国外の多くの宗教は、女性に救済と解放をもたらす一方で、男性や家、国家に対する女性の従属性と性別役割を正当化し、固定化することで、歴史的に女性を差別し、抑圧してきたことが明らかにされている<sup>(1)</sup>。

仏教に関しては、1990年前後から、フェミニズムの観点から仏教をとらえなおそうとする国際的な動きが盛んになり、国内でも批判・検討がなされてきた<sup>(2)</sup>。歴史学の分野では、1984年に「研究会・日本の女性と仏教」が発足すると、女性史・仏教史の分野で研究が大きく進展した。現在、それらの成果は、論集や研究書として刊行されている<sup>(3)</sup>。特に古代・中世史で研究が充実してきているが、近世・近現代史に関しては、一部のテーマをのぞき、研究が停滞しているという問題がある<sup>(4)</sup>。また、信仰や宗教の外的、制度的な面を取り上げ、女性を規制した枠組みを明らかにする研究が不足しているという指摘もなされている<sup>(5)</sup>。

そこで本稿では、女性と宗教の問題を考えるために信仰の機構・組織に着目し、浄土真宗の「講」のうち、女性によって組織されていた尼講について検討する。

本来、「講」とは寺院で修する法会や信仰集

団を指す。真宗の場合、親鸞の時代には法然の命日である毎月25日に道場に門徒が集会し、念仏を勤行していたが、集会はまだ「講」の名称はついていなかった。門徒組織としての「講」の名称が現れるようになるのは、蓮如の時代以降とされる。真宗の「講」は教団の拡大に貢献してきた伝道の仕組みであると同時に<sup>(6)</sup>、本山への上納金を拠出する経済的性格も持っていた<sup>(7)</sup>。真宗の尼講に関する先行研究には、各地の尼講・女人講を仏教婦人会の成立前史として位置づけた千葉乗隆による通史的な研究がある<sup>(8)</sup>。

なお、史料上は尼講、女性講、女人講など複数の表記が見られるが、史料として引用する場合を除き、本稿では「尼講」で統一した。

## 1 寺号・木仏の獲得と女性

### 1 寺号・木仏の下付願

紀伊国名草郡岡嶋かわた村の善行寺は、紀州藩牢番頭仲間の助左衛門家の旦那寺であり、「紀州藩牢番頭家文書」<sup>(9)</sup>には善行寺の設立や維持に関する史料が含まれている。

近世初頭、真宗の道場の寺院化が進むと、木像本尊（木仏）が安置されるようになった。末寺・道場の木仏には門主の裏書が授与され、木

仏（あるいは木仏への裏書）下付と寺号の免許をもって、寺院としての形が整えられるようになった。末寺の木仏・寺号免許の際には、門主への冥加金のほか、取次や上寺に対する礼金も必要であった<sup>100</sup>。

史料1は、善行寺の寺号・木仏免許に関連する、宝永元年（1704）初冬の年紀を持つ奉加帳である<sup>101</sup>。善行寺の場合、18世紀初頭までには、講場・道場としての建物が存在していたと考えられる<sup>102</sup>。

### 史料1

（表紙）  
「就寺号木仏奉願

奉加帳

宝永元年

甲申ノ初冬上旬」

奉加帳前書

一当寺建立以来数ヶ年之今ニ至り、寺号無之、不許木仏ヲ、依之永年之間寺号・木仏之大望有之といへとも、当寺壇中貧地故、空しく光陰を送る、是なげかしき事ニあらずや、然ニ今仏法繁昌信心の顕れにや、諸旦那一同ニ思立、企太義ヲ、奉加いたし、累年之のぞミを欲相達と、是自心致す所ニあらず、偏ニ如来大悲之御恵ニよつて、大願成就時至り、喜悦之思不可過之者歟、然上は旁以一方抽合力を、大望可致成就事肝要也、且ハ先祖之望を相達し、可謂孝行共、且ハ子孫之後喜にも当り、仏法相続之縁ともなるへき者歟、仍奉加帳如件

一へ拾匁 へ吉兵衛ノば、

戊ノ二月廿八日ニ相済候

申ノ十月七日道場にて村中寄せ申候

一へ銀拾匁也<sup>㊦</sup> へ妙専<sup>㊦</sup>

式分歩相添、酉ノ閏四月十六日に済ス

一へ同 内五匁ハ酉ノ五月六日済申候

皆済いたし候 へト<sup>㊦</sup>

（後略）

「奉加帳前書」では、道場建立以来、数ヶ年を経過しても寺号がなく、木仏も下付されていない、永年にわたって寺号・木仏の獲得を望みながら、旦那中の貧窮が理由でかなわなかったが、このたび諸旦那が思い立って奉加を集めることになったという旨が述べられ、その後奉加の額と奉加者の名前が書き上げられている。申（＝宝永元年）10月7日に道場で寄合いが開かれ（「申ノ十月七日道場にて村中寄せ申候」）、戊年（＝宝永3年）9月まで、ほぼ2年をかけて奉加が集められた。

史料1は、書き込みが多く、解釈が困難な箇所が多い史料であるが、基本的には①奉加の額、②納めた年月日、③奉加者の名前を記録したものである。

奉加の件数は145件にのぼるが、同じ人物が数回にわたって寄進している場合や、連名で寄進している場合があるので、奉加の件数と奉加者の数は完全には一致しない（本稿では「一、…」で始まる記載を1件として数えた）。たとえば、「吹上中<sup>方</sup>」として「久三郎・久次郎・<sup>（肝煎）</sup>きも入久介・同甚五郎」が、宝永2年閏4月16日と翌3年9月7日に、あわせて銀250匁を納めており、「吹上久三郎」は、別に銀30匁を奉加している<sup>103</sup>。

奉加帳に記録された金額は、「吉右衛門」の銀100匁から、「文右衛門かしや さと」の3分と幅広く、全体としては5匁から10匁が多い。奉加は必ずしも一度に全額が納められた訳ではなく、前述の「吹上中」のように、2回以上に分けて納められることもあった。15匁を納めた文右衛門の場合は、宝永2年閏4月、5月、8月の3回に分けて5匁ずつ納めた旨が注記されている。

この奉加帳には奉加の総額が記されていない

が、記載された金額を合計すると、合計2貫12匁8分となる。ただし、記載が抹消されたものや、金額と人名のみで年月日を欠くもの、合点が付されていないものについては、実際には納められなかった可能性も考えられるので、この金額はおおよその目安である。

さて、このようにして村内外の門徒から奉加銀を集め、なお不足する分については借銀等によって補われたようである(「村かね集り申候、残而不足六百匁ハ吉右衛門・吉兵へ取替、右三百匁吉兵衛ノ<sup>(ママ)</sup>飯、戌ノ正月迄ニ元利共相済申候、残二十匁五リ、吉右衛門方も酉ノ年中利相済申候」)。宝永5年8月から9月にかけて必要な文書が作成され、遅くとも宝永7年までには寺号・木仏が下付され、寺として成立したと考えられる<sup>44)</sup>。

ところで、各人による奉加の書上げの末尾に、<sup>(志)</sup>那賀郡井坂村の蓮乗寺が「是ハ親年忌心ざし」として銀札100匁を奉加したという旨の記載がある。この頃、寺社奉行方の書類には、善行寺は蓮乗寺の末寺である旨が記載されていたようであるが<sup>45)</sup>、寺号・木仏下付に関する一連の文書では、善行寺側は蓮乗寺末の道場であることを否定し、摂津富田本照寺の直末であると主張している<sup>46)</sup>。

寺院の建立や維持に関わって、経済的な面で寺院間の関係については今後の検討が必要であろう。

## 2 女性による奉加

史料1では、女性による奉加を39件確認することができる(表1)。

女性による奉加の額は、「徳兵へ は、」の銀15匁から、「文右衛門か、」の3分まで、合計165匁3分となる。「徳兵へ は、」の場合は子の徳兵衛と合わせた額なので、女性個人による奉加の額としては、「吉兵衛ノば、」

表1 宝永元年「就寺号木仏奉願奉加帳」に見える女性名

金額	名前
銀15匁	徳兵へ は、
10匁	吉兵衛ノば、
10匁	きやうじゅん ばゞ
10匁	吉兵衛か、
10匁	吹上久三郎 妻女
10匁	□兵へ女房 *取り消し線あり
7匁	藤八か、
5匁	きやうじゅん 女子おみつ
5匁	左右衛門 か、
5匁	与兵衛 か、
5匁	源太夫か、
5匁	庄八 か、
5匁	庄三 ばゞ
5匁	文右衛門 か、
5匁	定七長屋おつう ばゞ
5匁	吉兵衛召使女 吉
5匁	吉助女房
3匁	又右衛門 女房
3匁	権右衛門 女房
3匁	長吉母
3匁	塩屋太郎作 ばゞ
3匁	吉介借屋善吉 後家
3匁	助右衛門後家 *取り消し線あり
3匁	左次右衛門 か、
3匁	仲ノ島空兵へ 後家
3匁	吉介借屋 さご *宝永2年閏4月分
2匁	吉助借家 さご
	*宝永3年2月分、親十三年忌志として
2匁	彦介 は、
2匁	勘七 か、
2匁	吉介借屋 おぢよ
2匁	作右衛門借屋 かめ
2匁	おくう
1匁	吉右衛門長や さわ
1匁	やす
5分	善兵衛か、しや こじよ
5分	善兵衛か、しや すて
5分	吉右衛門長や すき
5分	吉右衛門長や あこ
3分	文右衛門か、しや さと

※原文の配列を金額別に並び替えた。

以下の10匁が最も高額である。

女性の場合、「女房」「かゝ(嬢)」「後家」「ばゝ(婆)」のように記されている場合と、「かめ」「さと」のように名前が書かれている場合がある。

一拾五匁<sup>㊦</sup> 閏四月ニ相済申候 勘七<sup>㊦</sup>  
一式匁<sup>㊦</sup> 同人  
かゝ<sup>㊦</sup>

一拾匁<sup>㊦</sup>内七匁戌ノ五月廿八日ニ受取  
残而三匁亥ノ正月ニ相済 長吉<sup>㊦</sup>  
一三匁<sup>㊦</sup> 閏四月ニ相済申候 同人 母  
(原文には合点が付されているが省略した)

妻や母の場合は、夫や子の名前の後ろに、別途金額と名前が記載されていることが多い。子の徳兵衛と合わせて15匁を納めた「徳兵へはゝ」のような例もある。「定七長屋おつうばゝ」の場合は、子のおつうの奉加は確認できない。

左次右衛門、吉兵衛、源太夫、文右衛門、権右衛門は村の肝煎層で、彼らは牢番頭仲間・庄屋に次ぐ、村を代表する存在であった<sup>17)</sup>。したがって、「吉兵衛ノばゝ」「権右衛門女房」「源太夫かゝ」「文右衛門かゝ」「左次右衛門かゝ」は、肝煎層の母・妻ということになる。「吹上久三郎 妻女」は、吹上非人村の長吏である久三郎<sup>18)</sup>の妻と考えられる。

後家による奉加は、線で抹消された「助右衛門後家」を除くと、「吉介借屋 善吉後家」「仲ノ島空兵へ 後家」の2件が確認できる。

次に、名前が記されている女性であるが、名前のみ記されている女性による奉加が、「おくう」「やす」の2件あり、「善兵衛かしや こじよ」など、借屋・長屋に居住している女性による奉加が11件ある。このうち「吉介借屋 さご」は、宝永2年閏4月に2匁、翌年2月に親の

十三回忌の志として、さらに3匁を納めている。「さご」「おくう」「やす」は、おそらく借屋・長屋住まいの独身女性だったのだろう。このほか、「吉兵衛召使女 吉」のような奉公人も奉加に参加している。

宝永元年の奉加帳には、尼講による奉加は確認できないが、善行寺の寺号・木仏取得の過程で、村落上層の妻・母から、借屋人・奉公人層まで、さまざまな立場の女性たちが寄与していたことを本章で確認しておきたい。

ところで、女性たちはどのようにして奉加を捻出したのであろうか。

越後国蒲原門徒について紹介・分析した奈倉哲三は、文久元年(1861)の宗祖親鸞六百回大遠忌の際、越後国三条掛所配下の寺院全体に割り当てられた本山への「志」の額を、一般の勸化金や伊勢神宮の式年遷宮の特別奉加金と比較して、寺社への寄付金としては異例の額であると指摘している<sup>19)</sup>。

同時期の紀伊国内の寺社への奉加と比較すると、元禄11年(1698)、伊都郡中飯降村の東光寺薬師堂の再建時には、村内外から金銀銭合計1貫599匁余の奉加が集められている<sup>20)</sup>。木仏・寺号の免許と、堂宇の建立という違いはあるが、善行寺への奉加のおおよその規模を推測することができるだろう。

善行寺の寺号・木仏取得に関わる奉加の場合、女性による奉加を単純に平均すると、約4匁2分となる。奉加した女性は、「吉兵衛召使女 吉」のような奉公人から、ある程度の資産を有していた可能性がある村落上層の女性までと多様であるが、これらの女性たちがどのようにして寺社への奉加を工面したのかという疑問を明らかにするためには、近世の女性の労働や、資産所有について考えなければならないだろう<sup>21)</sup>。前近代のマイノリティ女性の生活実態に関する研究は決して多いとは言えないが、筆者

は、尼講など宗教との関わり方を通して、前近代のマイノリティ女性の実態を明らかにすることが可能ではないかとの見通しを持っている<sup>22)</sup>。

## 2 寺院の維持・運営と尼講

### 1 村定に見える尼講

次に、寺の維持・修復と尼講の関係について、「紀州藩牢番頭家文書」の他の史料から検討してみよう。

史料2は、全57カ条からなる岡嶋かわた村の村定である<sup>23)</sup>。表紙に「村定改正文之通申聞ケ度 乍恐御窺申上候 岡嶋皮田村」とあり、正確な年紀を欠くが、天明8年(1788)以降に作成されたと考えられている。法度の遵守など、一般的な村定に典型的な条文に加え、雪駄直しや芸能、皮革など、かわた村としての性格に関わる条文や、牢番・掃除など役負担に関する条文も多く、村講や頼母子に関する条文が比較的多く含まれている点が注目されている<sup>24)</sup>。

この「村定」のうち、第32、33、35条が童子講<sup>25)</sup>・尼講に関する規定である。

#### 史料2

##### 〔第32条〕

一村方童子講・尼講之儀、此度被為仰出候趣も有之、向後左之通改正致候間、其趣可存候、童尼両講自今先年之通一寺之且家切ニ而講組執行可致筈、右講組之儀ハ、法儀為相続、又ハ修講後、残銀を以寺方破損修造之助成とも相成候処、近年風儀悪敷、法儀相続ニ而ハ無之、奢ニ長シ、齋悲時兩度之膳部献立好悪を争ひ、自然造用多費、講組ハ残銀寄附等も出来不申、悉皆奢ニ入費シ、古風儀罷在候古キ講組等数々及退転、不法

儀之致方、如何之事ニ候、自今童尼講、村方一統齋悲時兩度之膳部相止メ、齋一座ニ可致候、夜食ハ講組同行之外、余人ヘハ出シ申間敷筈

##### 〔第33条〕

一童尼講同行共、法事参詣齋座へ出候節、背ケ之衣類訖度着用致間敷候、右者此度嚴敷被為仰出も有之事ニ候へ者、常着之俣ニ而参詣出席致、神妙ニ法義相続有之事

##### 〔第35条〕

一童尼講齋献立之儀ハ、一汁壹菜、右之通諸事質素ニ致候得者、法儀も永ク相続致可申候、右ニ順シ村方一統仏事・報恩講等酒飯之取扱、家内之造作急度相止メ可申事、右此度改正之通、童尼講并法事・報恩講等儉約ニ執行可致候、右定相背候講組ハ退転可申付候、若是迄之通給物通ニ相抱候ものハ、講組江入申間敷候事

第32条によれば、この村定が作成された時期には、御齋・非時の献立の良し悪しを主張して講の費用がかさむようになり(「齋悲時兩度之膳部献立好悪を争ひ、自然造用多費」、その結果、残金が残らず、寺への寄進もままならない状態となり(「講組ハ残銀寄附等も出来不申」、さらには講の衰退・中絶にもつながった(「古キ講組等数々及退転」)と非難している。

第32条の主旨は、童子講・尼講の費用の儉約であるが、「修講後、残銀を以寺方破損修造之助成とも相成候」という文言から、当時、尼講の費用の残金を寄進して、寺院の修復費用に充てることが慣習的に行われていたことが判明する。したがって、尼講の衰退は寺への寄進の減少につながる恐れがあった。

第33条は法事に参加する場合の衣服の規制

(「常着之俣ニ而參詣出席致」)、第35条は「齋献立」を質素なものとし、童尼講や法事・報恩講は儉約して執行するようにと、法儀の永続のために諸事儉約が励行されている。なお、年未詳「村定改正本文之通申聞度乍恐御窺申上候」<sup>26)</sup>の第9、10、12条は、それぞれ史料2の第32、33、35条と対応している。史料2に比べて、講の夜食や御齋の献立がより具体的に書き上げられており、童尼講の齋献立は、「一汁<sup>(粥)</sup>壺齋にして麩菜たるへし、平ノ大こん・小揚・とうふ、汁ハ白とうふ・たゝきな・坪子いも・にんじん・こんにやく、右之外取扱致間敷候」と定められている(第12条)。

撰津国生江常宣寺所蔵史料を分析した左右田昌幸は、常宣寺の尼講や若講が講寄合の積み金を活用して蓮如三百五十回忌を執行した事例から、寺の維持に女性門徒と若者組が重要な位置を占めていた可能性を指摘している<sup>27)</sup>。

「村定」の尼講に関する規定から、岡嶋かわた村の場合も、寺院を維持・運営していくために尼講が一定の役割を果たしていたと考えられる。

## 2 寺院と頼母子

ところで、「村定」の第36条から第44条は村方の頼母子に関する規定で、第37条では寺院に関わる頼母子の興行について規定されている。

頼母子は中世以来行われてきた金融方式で、加入者が講を結成し、定期的に開かれる会合でそれぞれ懸銭を出し合い、抽選等によって加入者の一人に配当される。加入者全員が配当を受け取ると一応終了するが、講組織が永続化し、講有田などの財産を持つこともあった。近世に入ると、頼母子の利用度はさらに増加し、村落などの集団の相互扶助だけでなく、種々の事業資金の調達手段としても利用されるようになり、寺社が財政の維持や参拝費用調達を目的として

主宰する頼母子もあった。

那賀郡では明治14、5年ごろまで入札式の頼母子が多く行われていた。入札式の頼母子とは、最初に懸銭の額と口数を決め、集めた懸銭を入札によって一人の講員に与える方式である。救済を目的とする頼母子の場合は、初会の分は被救済者の所得となった。二会以降は懸銭の総額が落札者に与えられ、満会になるまで同じ方法が繰り返された。一度落札すると次会以降は入札する権利を失った。

講員には初会に決定した額の懸銭を弁済する義務があり、複数の頼母子に加入し、懸銭の支払いに苦勞することは珍しいことではなかったようである<sup>28)</sup>。

本稿の本来の目的とは異なるが、尼講の位置づけを考えるためにも、頼母子による寺院の維持・運営費用の調達方法について本節で確認しておきたい。

### 史料3

[第36条]

一村方頼母子之儀、近年猥ニ相成、面々思々ニ興行致、不届之事ニ候、就夫此度被為仰出之御趣意之品も在之、自今村役人元江届もなく頼もし興行仕間敷候、若無斷興行致候者有之候ハ、帳面取上御達申上、曲事ニ可申付事

[第37条]

一村方寺頼母子之儀者、寺修復諸入用ニ興行致候事ニ候へ者、向後善行寺ニ四五会、西教寺三四会、講場壺式会、国分浄願寺并中村照福寺門徒等、無抛品ニ候節ハ、一会宛ハ興行致遣シ而も可然歟、いづれ共自門徒切ニ而興行致、他門徒入組ハ不致筈、且又旧家沽却ニも可及難渋之筋ハ、村役人共評定之上御窺申上、御差図請可申筈、徒暮之

者沽却之筋ハ、願出候而も不及取扱候事

〔第38条〕

一頼母子老会之人数六、七拾人ト相究メ置、  
多人数加集不致筈

〔第39条〕

一近年村方頼母子加入之者共、心得振悪敷、  
自身錢儲之程も不考、頼母子へ多人加入取請  
候後、懸戻錢不埒ニ致不戻懸、終ニ者講元  
并生懸置、要用ニも可立存候加入之者等、  
及迷惑ニ候事ニ候、自今頼母子江入加り候  
もの共、自分錢儲之程を能々勘弁之上、見  
分相応ニ頼母子加入可致事

〔第40条〕

一頼母子世話人共、加集之人別・人氣・身上  
柄・錢儲等之程を能々改弁致、頼母子人数  
ニ相加可申儀肝要之事

〔第41条〕

一頼母子世話人ハ満会之節取請可申、初会間  
もなく取請、跡々世話等も行届いたし不申  
儀、甚不実意之事ニ候間、自今興行之頼母  
子世話方ハ箱組ニ致、加入方損銀無之様取  
計可申事

〔第42条〕

一向後興行之頼母子取請候者請人之儀者、本  
人懸戻シ不埒之節ハ、相弁懸戻シ可申筈、  
只名目而已之請判致間敷事

〔第43条〕

一頼母子之品ニより、家質之筋ハ村役人へ申  
出、役人しらべ之上役判可有之筈ニ候間、  
其段相心得申可事

〔第44条〕

一他村之頼母子当村之者入加り候分、当村ニ  
而懸錢集會致候儀、右ハ全ク名目を立候致  
方と相聞へ、不届ニ候、併実意世話致候儀  
ニ而も紛敷候間、訖度不相成候事

第36条では、村役人に届出なく無断で頼母子  
を興行することの禁止、第38条は、頼母子に加  
入する人数の制限、第39条は、分不相応な額の  
頼母子に加入してはならないこと、それに関連  
して、第40条では頼母子の世話人は加入者の身  
上等を十分に把握しておくように規定している。  
第41条は、世話人が自らの利益を追求し、  
加入者の損失を招くことを戒めている。第42条  
から第44条は、掛け金の不払いなど、頼母子を  
興行する上で発生するさまざまなトラブルに関  
わる規定であると考えられる<sup>29)</sup>。

第37条は、寺の修復費用のために興行する頼  
母子に関する規定である。この箇条から、岡嶋  
かわた村の善行寺、西教寺、講場の頼母子に、  
那賀郡東国分村の浄願寺、名草郡上野村の照福  
寺の門徒が加入していたことがわかる。「向後  
善行寺ニ四五会、西教寺三四会、講場壺式会」  
の「会」は、第38条や前述した那賀郡の頼母子  
の事例から推測すると、各寺で行われていた頼  
母子で、懸錢が集められた（入札が行われた）  
回数を示しているのではないだろうか。そうで  
あるならば、「会」の数と頼母子の規模は比例  
していると考えられる。

第44条は、岡嶋かわた村の住人が他村の頼母  
子に加入した場合の規定である。ただし、寺頼  
母子の場合は、第37条に「いづれ共自門徒切ニ  
而興行致、他門徒入組ハ不致筈」とあることか  
ら、実際には自門徒以外の人物が頼母子に参加  
することがあったとしても、他寺院の門徒の寺  
頼母子への加入は、あまり望ましい行為ではな  
かったようである。

寺院を維持・運営するための諸経費を獲得するための手段として、門徒からの寄進や、尼講による積立と並んで、頼母子に代表される金融活動が真宗寺院でも盛んに行われていたと考えられる。

### 3 本山・中本山と尼講

#### 1 西本願寺最勝講

1、2では、旦那寺の維持・運営と女性、尼講の関わりについて考察したが、本章では本山や中本山単位で結成された尼講について検討する。

文政9年(1826)に第20世宗主・広如が継職した頃の西本願寺は、三業惑乱後の混乱と巨額の負債に直面しており、抜本的な財政改革のため石田敬起が起用され、天保元年(1830)から教団全体を挙げて改革に着手することになった。この時、女性門徒に改革への協力を促すため、西本願寺がすべての女性門徒をはじめて統一的に組織することを意図して結成させた組織が最勝講である<sup>33)</sup>。

天保3年(1832)6月、石田敬起を最勝講の講元御世話方とし、最勝講の普及を図った。8月には最勝講掛が任命され、9月に諸国最勝講宛に広如の消息が発布された<sup>34)</sup>。

広如の諸国最勝講宛消息は、「抑、この最勝講ハ何のためそといふに、一切の女人弥陀の本願を信して、往生極楽の素懐をとくへき為なり」という文言から始まり、五障三従という女性の罪障を強調することで、女性の救済(女人往生)を説いている。「五障」は、女性は五つの優れた存在(『法華経』提婆達多品では、梵天・帝釈天・魔王・転輪成王・仏)になることができないという説のことで、「三従」は、女性は生家では父に従い、嫁しては夫に従い、夫の死

後は子に従うという仏教や儒教の教えである<sup>35)</sup>。「五障」と「三従」は、時代によって受容のあり方に違いはあるが、どちらも女性の罪障や劣性を強調する差別的な思想である。

最勝講に加入した女性には、「真実閣」(本願寺宗主の御内仏)への拝礼が特別に許可され、拝礼日には多数の女性が訪れたという<sup>36)</sup>。

真宗の講の組織は、普通、一般講員(講中・講衆)と、講員の中から選ばれた講役員(年寄・年番・行司・肝煎・惣代・講頭・世話方など)から成り立っており、尼講の組織も同じ形態がとられていた<sup>34)</sup>。講の集まりでは講仏を拝み、門主の消息を拝読した。各地の最勝講には、六字名号のほか、六字名号に女人成仏の和讃を書き添えたものが下付された<sup>35)</sup>。

#### 2 富田本照寺の尼講

江戸時代の紀伊国では、<sup>ありだ</sup>有田郡以北の部落寺院は、ほぼ摂津国富田本照寺の末寺の真宗寺院であった<sup>36)</sup>。本照寺の歴代住職が、末寺の門徒や講に宛てて発給した文書のうち、本照寺第15代住職闍幽、第16代撰喜、第17代広聴が各地の尼講宛に発給した文書を一覧にしたものが表2である<sup>37)</sup>。

(a)は、富山尼講(富山は本照寺の山号・富寿栄山の略)が、参拝者のために御茶所を建立し、さらに本堂再建用の材木を寄付したことを喜び、闍幽が書き与えたもので、(a)と前後して、堂宇の再建のための募財を勧める文書が各地の門徒宛に発給されている。

(c)～(g)は、尼講への入講を勧める撰喜の書状で、富山尼講と各地の尼講に発給された。(g)の紀伊・河内・大和・和泉国の坊主・門徒・与力・尼講宛の文書が史料4である。

#### 史料4

抑当院の門下に連りて、ちなみある女性の



表2 各地尼講宛本照寺住職消息

	年月日	発給者※1	宛先	内容	※2
(a)	寛政9 (1797) 4月	蘭幽 (法広)	富山尼講	喫茶所の建立・本堂再建用材木寄附への謝意	26
(b)	文政11 (1828) 仲夏	撰喜 (本歎)	当山尼講中	(a) の演達と法義相統	30
(c)	天保10 (1839) 初春	同	富山尼女性講中	入講勸奨	35
(d)	同 仲春	同	諸国尼女性講	入講勸奨	36
(e)	同 首夏中旬	同	撰津・播磨・丹後・但馬・丹波国坊主・門徒・女性講中	入講勸奨	37
(f)	同 仲夏	同	讃岐国邑々坊主・門徒・女性講	入講勸奨	38
(g)	同 孟夏	同	紀州・河州・和州・泉州邑々并坊主・門徒・与力・女性講	入講勸奨	39
(h)	弘化3 (1846) 初春	同	紀州広瀬邑講場門徒・尼女房仲	報謝称名怠慢あるべからず	41
(i)	明治10 (1877) 9月	広聴 (沢依)	女姓講	法義相統を希うこと	50

※1 ( ) 内は法名

※2 日野照正『撰津国真宗開展史』所収「本照寺歴代住職御書集」の史料番号

方々へ、法義相統の助縁にもなりかした、今般尼女性の講名を取結ハ、何の為そというに、最勝講の御示にも、一切女人の弥陀の本願を信して、往生極楽の素懐をとくへき為なりと、のたまへり、且其国々の面々、龍谷の御流を汲、因縁ありて往古より当山の門流に連り、世々崇敬の思ひ絶さる事、宿縁不浅処とありかたき事二候、しかりといへとも、山海数千をへたてたれば、化益の程思ふに不任、心もとなく思ひ候、よつて今たひ使僧を差向一筆申示候、され人命ハ電光朝露のあたなる憂身、時ハ末世濁乱、機は五逆十悪・五障三従のいたつらもの、六趣四生ならては生を受くへき所なく、何国にかたちをうけても、聞へきはた、愛欲の声計なり、かゝる夢まほろしの浮世に心をと、むへけんや、殊に女人の身ハいつ、三つ従障、兼て聞えらる如く、十方の諸仏の浄土には、門戸をとちて永不成仏と嫌れ、女人非器と捨てられたり、如何成船師に逢て歎苦海を渡るへきや、爰に難値弥陀超世の本誓に、奉値遇なから、浮生の五欲に貪

し、夢幻の愛情にまどはれ、人命一生のうち、光陰の移易こと奔箭の如く、流るゝ水のごとし、姿の衰へゆくこと霜葉の如く、朝葉のごとし、年を送り年を迎、月を越月を渉り、夜をもつて日に續て、浮雲の世事を営み、その待所た、老と死とにあり、其樂所た、業と悪とにあり、いつくむそ無常を觀せずして、徒に放逸をことゝせむや、時は難得してうしなひ易し、一たひ人身をうしなひぬれハ、万劫にもかへらす、時人を不待、月我と不延、命根の危事須臾にあり、まのあたり言葉を交へし芝蘭の友も、息とまりぬれは遠く送り、まさしく契をかはせし比翼のかたらひも、魂されハ孤りかなしむ、無常迂流のごとかりとはしりながら、親ハ子に後れて悲ミ、夫は妻を先立て愁ふ、到所余樂なし、唯愁歎の声のミ、南隣にも哭し北里にも哭す、あはれかなしきハ無常の理り、恐るへきは生死の顛倒、よろこぶへきハ他力無蓋の慈悲、超發希有の弘誓なり、その弘誓ハ六八なりといへとも、第十八願に十方衆生若不生者と誓ひ給ひ

て、凡聖逆謗齊く廻入せしめ玉ふ上に、女人はなお疑ひの心ふかきによりて、重て三十五の願に、十方世界にそれ女人ありて、我名字を聞て、歓喜信樂して菩提心を發し、女身を厭惡せん、命終りて後また女像とならば、正覺とらしと誓ひ給へり、此心を聖人ハ和讃に、弥陀の大悲ふかけれハ、仏智の不思議をあらはして、變成男子の願を立、女人成仏ちかひたり、又、弥陀の名願によらされハ、百千万劫すくれとも、いつゝのさはりはなれねは、いかてか女身を転すへき、と讃し給へり、三世諸仏の方便にも漏、必墮無間とするして、無数劫にも女質を転しかたく、無量世にも成仏の縁なく、無数已來女身をうけて、一切心にまかせざるものを、あみた仏のミ女人を得生の目当としてすくひ玉ふなり、此弘誓の本願に値遇し奉る事ハ、無量劫にも難得幸、たれかよるこはさるへけむや、此本願信受する事、更に何之造作もいらす、非本願たるもろへ、の雑行雑修の心を捨離、一心一向に我等か今度の一大事の後生御助候へと、阿弥陀仏をたのミ奉るはかりなり、此たのむ心の露塵ほとも疑ひなけれハ、捨命のいふへ變成男子の誓願にたかはす、必定極樂へ参りて究竟の妙果を得て、受樂常無間のたのしみを心にうけ、且ハ三十二相を身にそなへ、寔にめてたき百福莊嚴の美敷仏とは成たまふ、その嬉しさありかたさを思ひつゝけて、南無阿みた仏へと雨山に蒙りたてまつる広大の仏恩の奉報はかり二候、その国の老若之尼女性勇ましく講加入して、よりへ會合を企て、相互に信心の有無をたゞし、心底を憚らす法義談合せられ、果縛の穢身ある間ハ、仏恩報謝の称名に懈怠あるへからさるものなり、あなかしこへ

天保十亥年

富山本照寺務

孟夏

紀州

河州

和州

泉州

邑々并

坊主中

門徒中

与力中

女性講中

釈本歡（花押）

史料の大意は以下の通りである。

本照寺門下の女性門徒に対し、法義相続の助縁にもなるようにと、このたび尼女性講の結成と講への加入を呼びかけることになった。その意図するところは、本山の最勝講の教えにもあるように、阿弥陀如来の本願を信じ、女人往生を遂げんがためである。しかしながら、本照寺から遠く離れて暮らす各地の門徒を仏道に導くことも思うに任せず、もどかしく思っているので、使僧を差し向けてこの書状の内容を伝えるものである。老若の女性は進んで講に加入し、折々に會合を開いて、お互いに信心を確認しあい、また心底から遠慮せずに仏の教えについて語り合い、仏恩報謝の称名を怠らないように。

史料4の内容は、広如が各地の最勝講に宛てた消息と一致している。中本山の本照寺が本山の最勝講にならって、門下の全女性門徒に対して尼講への加入を促したのであろう。

なお、紀伊国では天保10年以降に最勝講が結成されたが<sup>88</sup>、本山の最勝講にかわた身分の女性門徒が加入できたことを示す史料は見つかっていない。

摂喜が紀伊国の門徒に宛てた文書は、史料4のほか、天保13年（1842）仲春の紀伊国灯明講

宛の大悲洪恩不有可忘失御書と、弘化3年(1846)初春の紀州広瀬邑講場門徒・尼女房中宛の報恩称名怠慢不可有御書がある<sup>38)</sup>。

紀伊国内の本照寺末寺の性格から、「紀伊国灯明講」も「広瀬邑講場」も、部落寺院に関する講と講場であると推測される。同様に、史料4も、紀伊国の場合は、かわた身分の女性門徒に対し、本照寺の尼講への加入を勧めたものと考えられる。

本稿では、本照寺の尼講に関連する末寺側の史料を提示することができなかったが、尼講を含め、今後、講と部落寺院・門徒の関係を示す史料の調査が必要であろう。

最勝講や本照寺の尼講が結成されたことによって、女性門徒としての連帯感は一層強まったと考えられる。しかしそれは、「女人往生」を利用することによる、女性差別の再生産と表裏一体であったとは言えないだろうか<sup>40)</sup>。

## おわりに

以上、真宗寺院の設立や維持・運営を経済的な側面から女性個人や尼講が支えていた事例を紹介した。このことは、寺院を経済的に支えるような女性の労働や資産所有の状況があったことを示唆しており、宗教への関わり方を通し

て、被差別身分の女性も含め、女性の労働や経済活動を明らかにするための手掛かりが得られるのではないかと筆者は考えている。

江戸時代末になると、旦那寺だけではなく、最勝講や本照寺尼講を通して本山(中本山)の財政を支えることが女性門徒に期待されるようになっていた。しかし、女人往生を説いて尼講への加入を促すことは、女性の罪業を強調し、女性への差別を再生産することでもあった。また、かわた身分の女性門徒の場合は、制度上本山の最勝講には加入できなかった可能性が高く、本稿では、被差別身分の女性に対する、宗教的な二重の差別の一端を確認することができたと思う。

また、本稿では、被差別身分の女性の信仰のあり方や、女性としての罪業を強調されながらも、仏教に救済を求めた(求めざるを得なかった)背景にまで踏み込んで考察することはできなかった。宗教と差別の問題を考える上で、組織や制度の解明とともに、信仰の実態の解明も重要であると考えており、今後の課題としたい。

## 付記

故中尾健次先生に対し、生前中に本稿執筆の機会を与えていただいたことに感謝しますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

## 註

- (1)カトリック教会の父権的なあり方を批判したメアリ・デイリの一連の研究が先駆的研究として知られている。日本の状況については、岡野治子「フェミニスト視点からの日本宗教批判」(奥田暁子・岡野治子編著『宗教のなかの女性史』青弓社、1993年)を参照。
- (2)大越愛子『叢書 現代の宗教11 女性と宗教』(岩波書店、1997年)。日本仏教が内包してきた性差別についてフェミニズムの立場から批判した研究に、大越愛子・源淳子・山下明子『性差別する仏教』(法蔵館、

1990年)がある。

- (3)代表的な論集に、大隅和雄・西口順子編『シリーズ 女性と仏教』全4巻(平凡社、1989年)、総合女性史研究会編著『日本女性史論集5 女性と仏教』(吉川弘文館、1998年)がある。1991年以降の個別の著書、雑誌論文については、「女性と仏教研究文献目録抄」(『国文学 解釈と鑑賞』第69巻6号、2004年)を参照。
- (4)西口順子「女性と仏教・軌跡と動向」(『国文学 解釈と鑑賞』第69巻6号、2004年)。
- (5)『日本女性史論集5 女性と宗教』の解説を参照。
- (6)加茂順成「真宗の伝道—「御文」と「講」の仕組み

- に学ぶ一」(『印度學佛教學研究』第60巻2号、2012年)
- (7)真宗新辞典編纂会『真宗新辞典』(法蔵館、1984年)、「講」の項目を参照。
- (8)千葉乗隆編著『仏教婦人会百五十年史』(同朋舎、1982年)。同書では、本願寺の史料をもとに、各地で結成された尼講を紹介している。また、女性門徒が組織化された起因については、念仏勤行の集会の場において男女の同座を禁じた規範(「念仏勤行の日、男女同坐すべからず」)から、門徒が増加し、集会への参加者が多くなったことによる男女の風紀の乱れに配慮した結果、女性だけの「念仏の日」が設定されるようになったとしている(74頁)。個別の尼講を扱った論考には、沖縄の尼講(中山国尼講)の構成員や活動を明らかにした、知名定寛「沖縄における真宗の展開—中山国尼講について—」(『神戸女子大学紀要』17、1984年)がある。
- (9)現在、紀州藩牢番頭家文書編纂会編『城下町警察日記』(清文堂、2003年)、『城下町牢番頭仲間の生活』(同、2009年)の2巻が刊行されている。
- (10)千葉乗隆編『本願寺史料集成 木仏之留 御影様之留』(同朋舎、1980年)の解説を参照。
- (11)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-2。
- (12)『城下町牢番頭仲間の生活』の解説を参照。なお、『和歌山県海草郡岡町村村誌』(1933年)によれば、善行寺は寛永11年(1634)の開基とされる。
- (13)久三郎、久次郎は吹上非人村の長吏の名前である。銀20匁を納めている「久二郎」は、吹上非人村の久次郎と同一人物であろう。『城下町牢番頭仲間の生活』第6章を参照。
- (14)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-4~10。
- (15)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-3。
- (16)『城下町牢番頭仲間の生活』第5章-8~10。
- (17)藤本清二郎「城付かわた村と牢番頭仲間・肝煎仲間」(『近世身分社会の仲間構造』部落問題研究所、2011年、第7章)。
- (18)註13
- (19)一檀家当たりの上納割当金を平均約10分の1両、銭に換算して620文と算出し、一般の勸化金(一戸当たり20~50文)や、伊勢神宮の式年遷宮の特別奉加金(約100文)と比較している(奈倉哲三『真宗信仰の思想史的研究』校倉書房、1990年、66頁)。
- (20)元禄11年9月~元禄14年10月「薬師堂再建勸進奉加帳」(『かつらぎ町史 近世史料編』、1988年)。なお、同史料には、「一同拾匁 皮田共」という記載があり、地域の寺社と被差別民の関わりを考える上でも

- 注目される。
- (21)表1のうち、「吉助長屋 さご」については、牢番頭家文書中に同名の人物が確認できる(『城下町警察日記』元禄13年2月24日条)。ただし、すぐ後の箇条にも、まったく別人と考えられる同名の「さご」という人物が登場するため断定はできない。近世の女性の資産運用のあり方については、河野淳一郎『公私日記』にみる幕末期名主の妻(総合女性史研究会編『日本女性史論集6 女性の暮らしと労働』吉川弘文館、1998年、初出は『幕末の農民群像』横浜開港資料館、1988年)では、名主の妻が、夫とは別個の資産を有し、利貸しなどの金融活動を行っていた事例が紹介されている。
- (22)近世の被差別身分の女性については、西木浩一「近世「賤民」身分の女性をめぐる」(『日本女性史論集1 女性史の視座』吉川弘文館、1997年、初出は『歴史評論』479号、1990年)、下女・後家については、長野ひろ子「農村における女性の役割と諸相」(女性史総合研究会編『日本女性生活史 第3巻 近世』東京大学出版会、1990年)などの研究がある。また、渡邊忠司「近世社会と離婚女性—在方無高百姓養女の場合—」(『佛教大学 歴史学部論集』創刊号、2011年)では、無高百姓層の「シングルマザー」の実態が取り上げられている。前近代の被差別身分や社会的弱者にある女性について、差別・被差別という視点からだけではなく、暮らしや生業など生活の実態から検討するという課題が残されている。
- (23)『城下町牢番頭仲間の生活』第3章-17。
- (24)『城下町牢番頭仲間の生活』の解説を参照。
- (25)門徒の子どもの集まりと考えられるが、詳細は不明である。
- (26)『城下町牢番頭仲間の生活』第3章-18
- (27)左右田昌幸「史料紹介 撰津国東成郡荒生村常宣寺所蔵史料について」(『大阪の部落史通信』39号、2006年)。
- (28)『和歌山県那賀郡誌』上巻(1922年)1226頁。頼母子の一般的な事項については、『国史大辞典』および『岩波日本史辞典』(岩波書店、1999年)の「頼母子」の項を参照。
- (29)『城下町警察日記』には、頼母子の掛け金の回収などをめぐる不祥事が記録されている(元禄12年6月5日条など)。註(28)の『和歌山県那賀郡誌』の記述からは、懸銭を回収できないまま講が解散し、大損害を被った事例があったことがわかる。
- (30)『仏教婦人会百五十年史』91~94頁。

- (31) 『真宗史料集成 第6巻 各派門主消息』(同朋舎、1983年)、9 広如集-18。
- (32) 『日本女性史大辞典』(吉川弘文館、2008年)、「五障三従」の項を参照。
- (33) 『仏教婦人会百五十年史』101～106頁。
- (34) 『仏教婦人会百五十年史』76頁。
- (35) 『仏教婦人会百五十年史』131～132頁。
- (36) 渡辺広「皮田部落における宗教の役割」(『未解放部落の源流と変遷』部落問題研究所、1994年)。近世の被差別部落と本願寺教団に関する史料や先行研究について、近年の研究成果をもとに考察した論考に、藤原豊「仏教と差別—本願寺と穢寺制度」(寺木伸明・中尾健次編著『部落史研究からの発信 第1巻 前近代編』、解放出版社、2009年)がある。
- (37) 「本照寺歴代住職御書集」(日野照正『摂津国真宗開展史』同朋舎、1986年)を元に作成した。
- (38) 『仏教婦人会百五十年史』119～121頁。同書では、紀伊国の場合、「国法に差支の廉々」と、鷲森御坊が本堂・堂舎の修復を計画しており、財政難であったことを理由に最勝講の組成が遅れたとしている。
- (39) 註(37)
- (40) 現代では「…男尊女卑的な思想は清算していかねばならない。その意味で五障三従説はもちろん、変成男子説であっても、それを説かれた経典の真意をよく領解し、それを読誦し、解説するときには、女性蔑視の再生産におちいらないように十分に配慮すべきである」とされている(伝道院特定課題研究会『教学シリーズNo.1 女人往生』本願寺出版社、1988年)。